

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センター規程第16条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院地域医療研究・教育センタースキルラボ（以下「スキルラボ」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 スキルラボは、本学教職員等が医療技術習得のために利用することを目的とする。

(利用の範囲)

第3条 スキルラボを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（ただし、本学教職員の監督下の利用に限る。）
- (3) 学外者のうち、本学教職員の責任による紹介があった者
- (4) その他地域医療研究・教育センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者

(利用手続)

第4条 スキルラボの利用を希望する者の代表者（以下「申請者」という。）は、スキルラボセンターのホームページ上から利用申請フォーム入力によるオンライン申請を行い、許可を受けなければならない。

(利用許可)

第5条 センター長は、前条の規定に基づき利用申請があった場合は、その利用について許可又は不許可の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 前条の規定により利用を許可された者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持及び設備の保全に努めること。
- (2) 許可された目的以外の用途に利用しないこと。
- (3) 利用を許可された者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (4) 施設及び設備の変更並びに備品の移動を無断で行わないこと。
- (5) 利用後は、原状に復すること。
- (6) 利用時間を厳守すること。
- (7) その他センター長の指示に従うこと。

(利用許可の取消し等)

第7条 センター長は、利用者が前条の規定に違反したときは、利用許可を取消し、若しくは利用の停止を命じ、又は以後の利用を許可しないことができる。

2 センター長は、前項に定めるもののほか、本学において必要が生じたときは、利用条件を変更し、又は利用許可を取り消すことができる。

(損害の弁償)

第8条 利用者は、故意又は重大な過失により、施設、設備及び備品に滅失、破損等の損害を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。

2 利用者は、施設、設備及び備品に損害を与えた場合は、速やかにセンター長に報告し、指示を受けなければならない。

(事 務)

第9条 スキルラボに関する事務は、総務課において行う。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、地域医療研究・教育センター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学医学部附属病院医療人能力開発センタースキルラボ利用内規（平成21年4月1日制定）は、廃止する。